

陸域起源汚濁負荷の低減対策

負荷の種類	対策の種類	関係法令等	事業名等及び地域	施策の概要	備考
赤土等の土砂の流入	工事現場等からの土壌流出の防止	沖縄県赤土等流出防止条例（平成 7 年施行, 沖縄県条例第 36 号）	沖縄県赤土等流出防止条例に基づく規制（沖縄県）	目的： 事業現場の規制や土地の適正な管理を促進する事により赤土等の流出を抑制し、自然環境の保全を図る。 対象事業： 1,000 平方メートルを超える事業行為を行う場合には、流出防止対策の内容等について、事前に届出（民間事業）もしくは通知（公共事業）を行うよう定めている。 施設基準・管理基準： 工事を行う際の赤土等流出防止のために、発生源対策（濁水が発生する状況をできるだけ少なくする）、「流出濁水対策（濁水の流れをコントロールする）」、「濁水最終処理対策（濁水を貯留・処理する）」の3つの対策を効果的に組み合わせて、濁水を条例で定める排出基準値（SS:200mg/L）以下で排出することを義務づけている。	沖縄県平成 19 年度版環境白書（平成 18 年度報告）： http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?catid=68&id=16381&page=1 （一部改変）
		農地防災事業実施要綱（昭和 40 年 12 月 24 日付農地 D 第 1829 号）	水質保全対策事業（耕土流出防止型）（沖縄県・奄美）	侵食を受けやすい特殊土壌が広範に分布している沖縄県及び奄美群島地域において、農用地及びその周辺の土壌の流出を防止するために、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、法面保護、土層改良、暗渠排水等を実施する事業。	農林水産省 HP（水質保全対策事業）： http://www.maff.go.jp/nouso/n/suiri/sub/suiri_jigyo4.htm （一部改変）
林地からの土壌流出の防止	森林・林業基本法（昭和三十九年七月九日法律第百六十一号）	森林・林業に関する施策（全国）	1) 森林・林業に関する施策については「森林・林業基本法」に基づき、 ①森林の有する多面的機能の多面的發揮 ②林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給及び利用の確保という基本理念の下、その展開を図ることとしている。 2) 平成 18 年 9 月に現行の森林・林業基本計画を策定し ①広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導 ②低コスト・高効率の作業システムの整備・普及 ③地球温暖化防止への貢献 ④保安林の適切な管理の推進 ⑤国民の安全・安心のための効果的な治山事業の推進 ⑥森林病虫害や野生鳥獣による森林被害対策の推進等に積極的に取り組んでいるところ。	中央環境審議会瀬戸内部会資料より（平成 20 年 4 月） （一部改変）	
		保安林及び林地開発許可制度（全国）	1) 保安林制度 保安林制度は、森林法に基づく水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益機能上重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、その保全を図るもの。保安林については、開発行為に伴う保安林以外への転用は厳しく規制されている。また、保安林内における立木の伐採及び土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可制であり、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼす場合は許可されない。 2) 林地開発許可制度 林地開発許可制度は、森林において開発行為を行う場合に、一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るものである。具体的には、地域森林計画対象森林（保安林等を除く）における 1 ヘクタールを超える開発行為については、土砂の流出等の災害の発生、水害の発生、水の確保への著しい支障又は環境の著しい悪化のおそれがある場合には、許可されない。	中央環境審議会瀬戸内部会資料より（平成 20 年 4 月）	
農地からの土壌流出の防止	沖縄県赤土等流出防止条例（平成 7 年施行, 沖縄県条例第 36 号）	沖縄県赤土等流出防止条例に基づく規制（沖縄県）	目的： 前述の「沖縄県赤土等流出防止条例」を参照 農地管理等の努力義務： 農地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦畔（けいはん）等の設置、土壌の団粒化の促進等、農地の管理に努めなければならない。また、沈砂池等の管理者は当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。		
		農地防災事業実施要項（昭和 40 年 12 月 24 日付農地 D 第 1829 号）	水質保全対策事業（耕土流出防止型）（沖縄県・奄美）	侵食を受けやすい特殊土壌が広範に分布している沖縄県及び奄美群島地域において、農用地及びその周辺の土壌の流出を防止するために、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、法面保護等を実施する事業。	農林水産省 HP（水質保全対策事業）： http://www.maff.go.jp/nouso/n/suiri/sub/suiri_jigyo4.htm （一部改変）
赤土等流出防止対策支援システムの確立			赤土等流出対策支援システム確立モデル事業	農家等による流出防止対策の取組を推進するため、農地別カルテ及び赤土等流出防止対策技術に関する支援等を実施。	
その他		赤土等汚染海域定点観測調査（沖縄県）	県内 12 海域で赤土等の堆積状況及びサンゴ等を経年的に把握するために定点調査を実施している。	沖縄県平成 18 年度版環境白書（平成 17 年度報告）： http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?catid=68&id=13612&page=1 （一部改変）	
		赤土等流出防止交流集会の開催（沖縄県）	赤土等流出防止対策の普及・向上を目的として「赤土等流出防止交流集会」を定期的に開催している。		
		赤土等に係る環境保全目標設定基礎調査の実施（沖縄県）	赤土等流出防止対策を一層効果的かつ計画的に実施するため、利水形態や自然的条件を考慮した、陸域からの削減目標の根拠となる「環境保全目標」の設定に向けて、各種の調査を実施している。		

			赤土流域協議会の設立促進（沖縄県）	発生源からの赤土等流出防止対策の一環として、関係省庁及び都道府県が連携して、地域住民を主体とした流域協議会の設立促進に取り組んでいる。 （別添1を参照）	
			植生回復事業（東京都）	小笠原諸島の無人島では、野生化したヤギ（以下「ノヤギ」）による固有植物への食害や植生破壊が進み、一部では裸地化に伴い土砂が海に流れ出しサンゴ等の海洋生物及び海鳥類にも被害が出ている。このため、東京都では平成6年度から植生回復事業を開始し、植生の回復とノヤギの排除事業に取り組んでいる。	東京都ホームページ「小笠原諸島の植生回復のため、ノヤギの排除を実施します」： http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/03/20f39100.htm （一部改変）
富栄養排水の流入	事業所からの排水規制	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	（全国）	目的： 工場及び事業場から公共用水域への水の排出及び地下に浸透する汚水を規制すること、生活排水対策の実施を推進することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ること。工場及び事業場から排出される汚水及び廃液で人の健康に関わる被害が生じた場合の事業者の賠償責任について定め、被害者の保護を図ること。 規制事項： 事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。 （別添2を参照） 規制対象： この法律の適用を受ける事業場は、特定施設があり公共用水域に水を排出する事業場、有害物質を製造・使用・処理する特定施設から汚水を地下に浸透させる事業場、貯油施設を設置する事業場から事故などにより油を含んだ水を排出する事業場。	環境省編 平成20年度版 環境／循環型社会白書： http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/index.html （一部改変）
			下水道の未普及対策（全国）	公共用水域の水質保全等を目的とした下水道施設の整備。平成19年度末の下水道処理人口の普及率は71.7%。また、平成19年6月より「下水道未普及解消クイックプロジェクト社会実験」を実施し、従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を推進。具体的には、①人口減少下における下水道計画手法、②地域特性を踏まえた低コストの新たな整備手法の導入、③集落排水・浄化槽他の汚水処理施設との一層の連携強化、の3つの施策により下水道未普及地域の解消を目指し、11の市町村で社会実験を実施。	平成20年版 環境／循環型社会白書： http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/html/hj08020302.html#n2_3_2 （一部改変） 下水道未普及解消クイックプロジェクト： http://www.mifukyu.go.jp/index.htm （一部改変）
			高度処理の推進（全国）	富栄養化の原因である窒素・リンの公共用水域への流入量を削減するため、高度処理の導入を推進。	国土交通省下水道部： http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/index.html
			合流式下水道の改善（全国）	早期に下水道事業に取り組んだ都市では、一本の管渠整備で汚水と雨水の対策を効率的に進められる合流式下水道が多く採用されたが、雨天時にし尿を含む未処理下水が放流されることによる水域汚染が社会問題化。そのため、汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保、夾雑物の削減の観点から、合流管渠の分流化や貯留施設の整備、浸透施設の整備、スクリーンの設置、下水管の能力向上と雨水吐の堰高の改良等、早急な対策を実施中。	国土交通省下水道部： http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/index.html
			汚水処理施設連携整備事業（全国）	汚水処理施設整備事業を所管する関係省庁（農水省、水産庁、国交省、環境省）が連携して各種事業を実施。公共用水域における水質保全効果がより一層促進されると見込まれる市町村を認定し、市町村が作成する事業計画に基づき、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水事業、浄化槽等各種汚水処理施設整備を5ヵ年間にわたり重点的に実施する事業制度。	国土交通省下水道部： http://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/index.html
コミュニティプラント整備	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）	処理施設の整備（全国）	コミュニティ・プラントは、管渠で集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設であり、廃棄物処理法に基づき生活環境の保全上最低限満たすべき技術基準が定められており、し尿の衛生的処理のみならず、水質汚濁の防止にも資するものである。コミュニティ・プラントは建設費が安価であり、短期間に建設できるため、新規に造成される団地、既存の集落等定住地域を中心に整備が進められており、プラントが備えるべき性能指針に基づいて、市町村に対する国庫補助事業が実施されている。	環境省HP（廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について）： http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000432 （一部改変）	
浄化槽整備	浄化槽法（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号） 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「社会資本整備重点計画」	汚水処理施設連携整備事業（全国）	汚水処理施設整備事業を所管する関係省庁（農水省、水産庁、国交省、環境省）が連携して各種事業を実施。公共用水域における水質保全効果がより一層促進されると見込まれる市町村を認定し、市町村が作成する事業計画に基づき、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水事業、浄化槽等各種汚水処理施設整備を5ヵ年間にわたり重点的に実施する事業制度。	環境省HP（報道発表資料 平成18年3月31日 汚水処理施設連携整備事業の認定について）： http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7007 （一部改変） 平成20年版 環境／循環型社会白書： http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/html/hj08020302.html#n2_3_2 （一部改変）	
		浄化槽設置整備事業（全国）	市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を市町村が助成する事業を行っている場合に、国がその費用の一部を補助する制度。交付基準額は、浄化槽の設置費用のうち、真に社会的便益に相当する一定割合（40%）。交付率は、交付基準額の1/3。	社団法人浄化槽システム協会HP（浄化槽設置整備事業の概要）： http://www.jsa02.or.jp/02seibi/index.html	

			浄化槽市町村整備推進事業 (全国)	生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となっており、浄化槽の面的整備を行う事業に対して、助成補助を行う事業。	(一部改変)
			既存の単独処理浄化槽の浄化槽への転換 (全国)	平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設を原則禁止とするとともに、既設の単独処理浄化槽を浄化槽等に転換する旨の努力義務規定が設けられた。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会中間取りまとめ： http://www.env.go.jp/council/03haiki/y039-12/mat08.pdf
	農業集落排水施設整備		農業集落排水施設の整備 (全国)	農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する農業集落排水施設の整備。高度処理技術の一層の開発・普及を推進するとともに、遠方監視システムの活用による高度処理の普及促進を支援。	環境省編 平成20年度版 環境 / 循環型社会白書： http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h20/html/hj08020302.html (一部改変)
			水質障害対策に関する事業 (全国)	都市汚水等による農業用排水の汚濁に対処するため、水源転換、用排水路の分離、排水路の整備、水質浄化等を行う事業。	農林水産省 HP： http://www.maff.go.jp/hakusyo/nou/h04/html/SB2.8.3.htm (一部改変)
	漁業集落排水施設整備		漁業集落排水施設整備 (全国)	都市部と比べ立ち遅れている漁村の生活環境を改善するとともに、美しく豊かな海の環境を保全するため、漁業集落や漁港から発生する雑排水や汚水の排水処理施設である、排水管路、終末処理施設及び付帯施設の整備を推進する事業。	長崎県水産部 HP (17 漁業集落排水施設の整備)： http://www.n-suisan.jp/yumetobi/hakusyo/H17hakusyo/pdf/p161.pdf (一部改変)
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年七月二十八日法律第百十二号)	(全国)	目的：畜産を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産の健全な発展に資すること。 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置：①農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定、②畜産を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理、③都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施(但し、小規模畜産農家については、管理基準は適用しない)、④管理基準の適用については、必要な経過期間(最大で5年間)を設定。 家畜排せつ物の利用の促進のための措置：①基本方針の策定(農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定)、②都道府県計画の作成(都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成)、③金融上の支援措置(ア.畜産を営む者の作成する施設整備計画の認定(都道府県知事)、イ.アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資)	農林水産省 HP(家畜排泄物法とは)： http://www.maff.go.jp/chikukan/1.law.html (一部改変)
	農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号,最終改正:平成14年5月29日法律第51号)	(全国)	持続的な農業生産方式に取り組もうとする農業者の計画を都道府県が認定し支援することによって、環境と調和のとれた農業を推進する事業。認定されたい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者を「エコファーマー」という愛称で呼んでいる。	東京都 HP(東京都エコファーマー認定制度の概要)： http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/nogyo/eco/eco_gaiyou.html (一部改変) 沖縄県 HP(エコファーマー制度について)： http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?catid=120&id=1650&page=1 (一部改変)
化学物質の流入	事業所からの排水規制	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)	(全国)	前述の「水質汚濁防止法」を参照。	
	環境保全型農業の推進	農薬取締法(昭和23年法律第82号)	農薬登録保留基準の設定 (全国)	農薬は、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ製造・販売・使用等ができない。農薬の登録を認めるか否かの判断基準(農薬登録保留基準)のうち、(1)作物残留、(2)土壌残留、(3)水産動植物の被害防止及び(4)水質汚濁に関する基準を環境大臣が設定している。 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準：農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度(水産PEC:水産動植物被害の評価の観点から予測した濃度)が、水産動植物の毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値に適合しない場合に登録を保留としている。 水質汚濁に係る農薬登録保留基準：農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度(水濁PEC:水質汚濁の評価の観点から予測した濃度)が、毒性及び残留性の試験結果に基づき環境大臣が定める基準値に適合しない場合に登録を保留としている。	環境省 HP(農薬登録保留基準について)： http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/ki.jun.html (一部改変)